

広報誌の編集制作業務委託に係る企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、広報誌を制作するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により業務委託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務の概要

- (1) 名称：広報誌の編集制作業務
- (2) 発行目的：
東京医科歯科大学の魅力と可能性を広く訴えかけ、大学への理解と認識を深めブランド力向上を目的とする。
- (3) プロポーザル実施目的
コスト削減及び限られた紙面の中で、本学の多くの情報を効果的に紙面に反映できるように事業者の専門的知識、経験、技能を活用することを目的とする。
- (4) 委託内容
下記の広報誌の業務を実施する。詳細は、別紙仕様書のとおり。
 - ①広報誌編集制作業務 2回発行
 - ②英語版広報誌編集制作業務 1回発行
- (5) 読者
 - ①広報誌
想定読者：同窓生、関連病院、関係省庁、提携企業、主要高校および教職員、学生
周辺読者：来院患者など一般市民、学生の保護者
 - ②英語版広報誌
想定読者：海外研究機関、研究者
周辺読者：留学生、留学生OB
- (6) 委託期間
契約締結から2021年3月31日
- (7) 契約金額の上限
11,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2. プロポーザルへの参加資格

- 参加者の資格は次のとおりとする。
- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条規定に該当しないものであること。
 - (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和元（平成31）年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
 - (3) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
 - (5) 本業務と同程度の規模の冊子制作業務を受注した実績を有すること。

3. 説明会の開催について（**開催中止**）

新型コロナウィルスの関係で説明会は行わないこととなりました

資料を送付いたしますので、希望される方は広報係にメールにて資料請求をして下さい。
メール：kouhou.adm@tmd.ac.jp

4. 質問の受付と回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式1）

(2) 提出先等

「10問合せ先・企画提案書等の提出先」に記載するメールアドレスに、『広報誌制作業務委託に係るプロポーザルに関する質問』と件名を記載したうえで、電子メールで提出すること。

なお、回答期限を設けていることから2020年3月26日（月）16時までに提出すること。

(3) 回答方法

質問に対しては随時質問者に回答するとともに、質問及び回答を2020年3月31日

（水）までに参加者に対して連絡する。ただし、質問者の個別具体的な提案内容に関わるものには、当該質問者にのみ回答する。

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書及び見積書は、『広報誌の編集・制作業務仕様書』を踏まえ作成すること。

① 企画提案書 7部

企画提案書には次の内容を盛り込むこと。

- 「広報誌」「英語版広報誌」のそれぞれの企画コンセプト及びデザイン等の基本的な考え方改善点・改善方法、リニューアル方針の説明。（様式任意）
- 「広報誌」「英語版広報誌」の名称の提案を行うこと。
- 制作提案（デモページ）として各ページの構成・デザインがわかるものを作成することとし、文章や使用する写真等は仮のもので差支えない。表紙を含めて12ページ以内で作成すること。また、下記のデモページ構成例に関わらず制作提案をすることも可能である。

【広報誌のデモページ構成例】

ページ	内 容
表紙及び裏表紙	表紙及び裏表紙のデザイン案またはイメージ
2P～3P	目次、扉絵等
4P～5P	対談（企業等）
6P～7P	卒業生・在学生紹介
8P	先端医療研究の紹介
9P	年間スケジュール・主な行事、歴史ある写真紹介

【英語版広報誌のデモページ構成例】

ページ	内 容
表紙及び裏表紙	表紙及び裏表紙のデザイン案またはイメージ
2P～3P	目次、世界ランキング等
4P～5P	海外拠点活動報告
6P～7P	訪日留学生リポート

② 見積書 7部

見積金額は仕様書に基づき、「広報誌」「英語版広報誌」の項目を分けて算出し、その内訳として（構成・デザイン作成、編集、印刷）の額を記載すること。

③ 実施体制表（様式任意） 7部

○業務の実施体制と業務の流れがわかるもの。

④ 工程表 7部

⑤ 競争参加資格確認申請書（写） 7部

⑥ 会社概要 7部

- ⑦ 業務実績書 7部
 ○本業務と同程度の規模の冊子制作業務を履行した実績を示す一覧表を作成すること。
 ○実績を示す一覧には、表紙のサムネイル画像を付ける事。また冊子等のページ数を記載すること。
- (2) 提出先
 「10問合せ先・企画提案書等の提出先」へ様式2に添えて、持参または郵送すること。書類の提出をもって参加登録とします。
- (3) 提出期限 2020年4月6日(月)午後5時(郵送の場合は必着とする。)

6. 業務委託候補者の選定

- (1) 業務委託候補者を選定するにあたり、見積金額、業務実績、業務体制、企画コンセプト、内容構成、デザイン性、改善提案等について総合的に審査を選考審査会(以下「審査会」という。)において審査し、提出書類による1次審査及びプレゼンテーションによる2次審査により最も高い評価を受けた者を業者委託候補者として選定をする。
- (2) 審査基準は、別紙「審査要領」のとおり。
- (3) 審査結果については、企画提案者に電子メールで通知する。

7. 契約

- (1) 業務委託契約の締結
 選定された業務委託候補者は、提出書類に基づき、東京医科歯科大学と具体的な事業内容について協議するものとし協議が整った場合、契約を締結する。
 業務委託候補者の辞退その他の理由により契約締結に至らなかった場合は、次点の者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。
- (2) 再委託の禁止
 業務委託者は、本業務のすべてを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、その一部について再委託する合理的な理由がある場合は認めることとする。再委託を想定している場合は、企画提案書にその旨記載すること。

8. その他留意事項

- (1) プロポーザルへの参加資格がないことが判明した場合、提出書類に虚偽の記載がある場合、見積金額が1(7)の契約金額の上限を超える場合等、本プロポーザルに参加させることが適当でないと認めるときは、審査を経ず、失格にする場合がある。
- (2) 企画提案の詳細を確認するため、提出書類の補正や追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提案書等の作成費用については選定結果に拘らず提案者の負担とする。また、提出された提案書等については返却しない。

9. スケジュール

日 程	内 容
中止	説明会
3月26日(月)まで	質問書の提出期間
3月31日(水)	質問に対する回答期限
4月 6日(月)	企画提案書等の受付締切
4月10日(金)	1次審査(書類審査)
4月13日~4月17日の間※後日通知	2次審査(プレゼンテーション実施)
4月下旬※別途通知します	業務委託者候補の選定
4月下旬以降	具体的な事業内容等について協議、契約締結

10. 問合せ先・企画提案書等の提出先

〒113-8510 文京区湯島1-5-45

国立大学法人東京医科歯科大学総務部総務秘書課広報係

電話：03-5803-4014

メール：kouhou.adm@tmd.ac.jp

審査要領

1. 概略

企画提案書に基づき、本学に設置された審査会において審査を行い、評価が最も高かったものを業者委託候補者として採択する。提案を確認できない審査項目は不可とし、一項目でも不可と判断された場合は不合格とする。なお、審査期間中に必要に応じて提案の詳細に関する追加資料の提出又は面接を求めることがある。

2. 審査方法

(1) 1次審査

参加者について、あらかじめ提出書類をもとに下記の1次審査基準に基づき採点し、上位の者から3社以内を選定します。この際、選定された事業者が、2次審査（プレゼンテーション審査）に参加できるものとする。

①審査方法

各審査員の「技術点」各項目の合計及び「価格点」を足したものを合計点数とし、上位3者が1次審査通過者とする。同点の場合、「価格点」が高い者が通過者とし、「価格点」が同点の場合は、業務実績の点数が高い者が通過者とする。

②1次審査基準

No	審査項目	主な評価内容	配点	備考
1	業務体制	・ 基本的な業務遂行体制の整備 ・ 業務を円滑に遂行できる体制となっているか	10点	技術点×加重2点
2	業務実績	・ 本業務と同程度の規模の冊子制作業務を履行した実績	30点	技術点×加重6点
3	見積額評価	・ 「4. 価格点」に基づき算出する	30点	価格点計算式による
1次審査合計			70点	

③結果通知

結果は、審査終了後に「提案書提出票」担当者に速やかにメールにより通知を行う。なお、審査内容、結果に関する問い合わせや異議申し立ては受け付けない。

(2) 2次審査

1次審査で選定された事業者に、先に提出されている企画提案書等を基にプレゼンテーションを実施するものとし、日程及び実施方法等の詳細は別途通知する。下記の2次審査基準に基づいて審査を行う。

①プレゼンテーションについて

- ・ 企画提案書等を基に審査員に対して、理解しやすいように簡潔に説明すること。
- ・ 説明人員は、3名以内とすること。
- ・ 時間は、事業者による説明15分、審査員による質問15分とし合計30分以内とする。

②審査方法

- ・ 企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案内容を評価し、「技術点」の合計点数により業務委託候補者（第一交渉権者）とする。
- ・ 合計点数が最も高い者が2以上（同点）ある場合、「価格点」が高い者を業者委託候補者（第一交渉権者）とする。
- ・ 合計点数が最も高い者が2以上（同点）で「価格点」が同じ場合は、業務実績の点数が高い者が業者委託候補者（第一交渉権者）とする。

③ 2次審査基準

No	審査項目	主な評価内容	配点	備考
1	基本的な考え方	・本業務の目的を理解した提案となっているか	10点	技術点×加重2点
2	業務工程	・円滑に発行できる工程となっているか	10点	技術点×加重2点
3	改善点・改善方法	・改善点を的確に示し、改善方法についての説明が十分か、その改善点・改善方法は優れているか	30点	技術点×加重3点
4	リニューアルについて	・リニューアル方針が説明なされ、それを制作提案で表現できているか。それが本学に合致しているか ・名称は、適切か	30点	技術点×加重3点
5	デザイン性	①表紙・裏表紙 ②色使い ③ページ構成	10点 5点 5点	技術点 技術点 技術点
2次審査合計			100点	

3. 技術点の評価

① 1・2次審査技術点の考え方 (②を除く)

評価対象の各項目を下記5段階で評価する。

評価事項	技術点
非常に優れた提案である。	5点
優れた提案である。	4点
要求水準を満たしている。	3点
要求水準には到達していない。	2点
要求水準に著しく到達していない。	1点
不可である。（評価しない）	0点

② 1次審査技術点（業務実績）の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で評価する。

評価事項	技術点
大学（国立・私立・公立）15ページ以上	5点
大学（国立・私立・公立）15ページ未満	4点
医療機関	3点
学校法人（私立中学・高校・専門学校等）	2点
公共機関	1点
上記以外	0点

③ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、加重点を設定する。

④ 技術点の計算

各項目技術点 = 技術点 × 項目加重点

⑤ その他

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

4. 価格点

（1） 価格点の算出に用いる価格は、見積書の額とする。

ただし、本法人の示した契約上限額を超過している事業者については、失格とする。

(2) 價格点の算出は以下の式により行う

広報誌作成業務委託見積価格（特記仕様も含む）

価格点 = 最低提示価格 ÷ 御社提示価格 × 30 点

(様式 1)

年 月 日

東京医科歯科大学
総務部総務秘書課 殿

質問書

「広報誌の編集・制作業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

【質問箇所について】

資料名	
ページ	
件名	
質問内容	

【備考】

1. 質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、電話等による個別回答はしない。また、質問内容は、応募者全員に公開するただし、質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、公表しない。

【記載例】

資料名 別記〇 ○〇書
ページ PO
件名 ○〇について

(様式2)

提案書提出票

提案書整理番号

「広報誌の編集・制作業務」に関する提案書を下記のとおり提出いたします。

提出年月日 :	年	月	日
会社名 :			
ご担当者			
所 属 :			
氏 名 :			
電話番号 :	—	—	—
E-mail :			

	提出書類	部数	確認欄
①	企画提案書	7	
②	見積書	7	
③	工程表	7	
④	実施体制表	7	
⑤	競争参加資格確認申請書（写）	7	
⑥	会社概要	7	
⑦	業務実績書	7	

業務請負契約書（案）

契約件名 広報誌の編集・制作業務 1式
(内訳)

①広報誌の編集・制作業務
②英語版広報誌の編集・制作業務

代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

国立大学法人東京医科歯科大学長 吉澤靖之（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記代金額で次の条項のとおり業務請負契約を締結するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲、乙は互いの信頼関係をもとに、甲は業務を乙に委託し、乙は別紙仕様書に基づいてこれを請負い、善良な管理者の注意をもって誠実に履行するものとする。

（契約期間）

第2条 本契約の履行期限は、2021年3月31日とする。

（完了報告）

第3条 乙は、業務の遂行を完了したときは、完了届を国立大学法人東京医科歯科大学財務部財務経理課経理第一係へ提出し、甲の検査を受けるものとする。

（代金の支払い）

第4条 代金の請求書は、国立大学法人東京医科歯科大学財務部財務経理課経理第一係へ送付するものとする。

2 甲は乙に対して、前条による検収完了に基づき、前項の乙の請求書受理後翌月末日までに一括して支払うものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、代金の全部又は一部を前払いできるものとする。

4 甲は、第10条又は第11条による本契約解除の場合において代金を前払いしているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

（再委任・再請負の禁止）

第5条 乙は、予め甲からの書面による承諾を得た場合以外は、本契約による業務の全部又は一部を第三者に再委任又は再請負を行わせないものとする。ただし、甲により承諾を得た場合においても、乙の再受任者や再請負者について、甲が不適当であると認めたときは、乙は甲の指示に従って再委任又は再請負を中止又は変更するものとする。

2 乙が前項により業務を第三者に再委任又は再請負を行わせた場合には、乙は甲に対して、その再受任者又は再請負者等の行為につき、一切の責に任ずるものとする。

（権利・義務の譲渡等）

第6条 乙は、予め甲からの書面による承諾を得た場合以外には、本契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡又は譲渡せしめないものとする。

（秘密保持）

第7条 乙は、予め甲からの書面による承諾を得た場合以外には、本契約に関連して知ることのできた甲の秘密（個人情報を含む。）又は情報その他権利（法的利益を含む。）（以下「甲の秘密等」という。）を業務以外の目的のために利用し、又は第三者に漏洩してはならない。なお、乙の業務従事者が退職した場合及び本契約の終了後も同様とする。

2 乙は、業務遂行上真に必要な場合を除き、甲の秘密等の複写及び複製等を行ってはならない。

3 乙は、甲の秘密等を、本契約終了後又は第11条による本契約解除後、甲に返還又は他に漏洩しない方法をもつて廃棄するものとする。

（事故）

第8条 乙において甲の秘密等の漏洩等の事故が発生した場合は、乙は直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対策を講じなければならない。

（損害賠償）

第9条 乙は、業務の履行に関し、その責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

（不可抗力）

第10条 甲、乙いずれの責にも帰すことのできない事由により業務を遂行することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議して本契約を解除又は変更するものとする。

（契約解除）

第11条 乙について次の各号の一の事由が生じたときは、甲は乙に対して何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。

- (1) 本契約上の義務を履行し得ない事由があると甲が認めたとき。
- (2) 正当な理由なくして履行期限までに完了しないとき。
- (3) 他から仮差押、仮処分、差押、又は競売の申立てを受け、本契約の履行に支障を来すおそれがあると甲が認めめたとき。
- (4) 破産、民事再生若しくは更生の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
- (6) 本契約に関し、公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (7) 本契約に関し、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (8) 本契約の各条項の一に違反したとき。

（違約金）

- 第12条 乙は、前条第1号から第4号まで又は第8号の規定に該当し、甲が契約を解除したときは、甲の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙は、前条第5号から第7号までの規定に該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 4 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
 - 5 前条による契約解除に当たって、乙が甲に対して残債務を有するときには、甲が乙に対して支払うべき債務と対等額において相殺できるものとする。
 - 6 乙は、本契約に関し、前条第3号から第7号までに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
 - 7 前6項の規定は、本契約が終了した後においても適用するものとする。

（契約保証金）

- 第13条 契約保証金は、免除する。

（細目）

- 第14条 本契約について必要な細目は、甲が定めた国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項によるものとする。

（管轄）

- 第15条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

（契約に関する紛争の解決）

- 第16条 本契約に定める各条の解釈について疑義を生じたとき、又は契約に定めのない事項が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年〇月〇日

甲 東京都文京区湯島1丁目5番45号
国立大学法人東京医科歯科大学長
吉澤 靖之

乙